

令和3年4月介護報酬改定に伴う既存の加算の取扱いについて（逗子市）

逗子市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、逗子市訪問型サービス及び逗子市通所型サービスの既存の加算（減算）について、令和3年4月以降の取扱いを以下に示します。

〈注意事項〉

- ・令和2年度以前に既存の加算を届け出ている事業所が、令和3年4月以降も継続して算定しようとする場合に、一部加算については、新たな届け出がなければ「加算なし」とみなされる（継続算定できない）ものがあります。
- ・その他の加算については新たに届け出がない場合は自動的に従前と同じ加算区分（又は従前相当の加算区分）に移行します。
- ・下表の取扱いとは別に「新たな加算を算定する場合」又は「加算区分を変更する場合」は届出が必要です。加算（減算）届出一覧表をご確認のうえ、必要書類を添付して届出を行ってください。
- ・加算の算定要件を満たさなくなった等の理由で「加算を取り下げる場合」についても同様に取下げの届出が必要です。

1 逗子市訪問型サービス

加算項目	加算項目	令和3年4月以降の取扱いについて【継続算定時の届出要否】
加算区分	(同左)	従前からの取り扱いに変更なし【継続算定の場合は届出不要】。
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	(同左)	
中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	(同左)	
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	従前からの取り扱いに変更なし。 ただし、従前と同様に新たな届出がない場合は「加算なし」とみなす。 【継続算定の場合は届出要】 ※介護職員処遇改善加算Ⅳ・Ⅴは原則として廃止。
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ	従前からの取り扱いに変更なし。 ただし、従前と同様に新たな届出がない場合は「加算なし」とみなす。 【継続算定の場合は届出要】

2 逗子市通所型サービス

加算項目	加算項目	令和3年4月以降の取扱いについて【継続算定時の届出要否】
職員の欠員による減産の状況	(同左)	従前からの取り扱いに変更なし【継続算定の場合は届出不要】。
若年性認知症利用者受入加算	(同左)	
生活機能向上グループ活動加算	(同左)	
運動器機能向上加算	(同左)	
栄養改善加算	(同左)	
口腔機能向上加算	(同左)	従前からの取り扱いに変更なし【継続算定の場合は届出不要】。 (※「口腔機能向上加算Ⅱ」を取る場合は届出必要。)
選択的サービス複数実施加算	(同左)	従前から取り扱いに変更なし【継続算定の場合は届出不要】。
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	新たな届出がない場合は「加算(Ⅱ)」とみなす【継続算定の場合は届出不要】。
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	新たな届出がない場合は「加算なし」とみなす。
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	【継続算定の場合は届出要】
生活機能向上連携加算	(同左)	加算区分が「加算Ⅰ・Ⅱ」に変更。 新たな届出がない場合は「加算Ⅱ」とみなす【継続算定の場合は届出不要】。 (※「加算Ⅰ」を算定する場合は新たに届出が必要。)
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	従前からの取り扱いに変更なし。 ただし、従前と同様に新たな届出がない場合は「加算なし」とみなす。 【継続算定の場合は届出要】 ※介護職員処遇改善加算Ⅳ・Ⅴは原則として廃止。
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ	従前からの取り扱いに変更なし。 ただし、従前と同様に新たな届出がない場合は「加算なし」とみなす。 【継続算定の場合は届出要】